

## 【表紙】

|                                          |                                           |
|------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 【提出書類】                                   | 有価証券届出書                                   |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長 殿                                  |
| 【提出日】                                    | 2024年 8 月30日 提出                           |
| 【発行者名】                                   | 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社                     |
| 【代表者の役職氏名】                               | 代表取締役社長 牛窪 克彦                             |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都千代田区九段南一丁目 6 番 5 号                     |
| 【事務連絡者氏名】                                | 田原 輝行                                     |
| 【電話番号】                                   | 03-5210-8500                              |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年（為替ヘッジあり）             |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券の金額】        | 発行価額の総額 上限 1 兆円                           |
| 【縦覧に供する場所】                               | 名称 株式会社東京証券取引所<br>所在地 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 |

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年（為替ヘッジあり）  
（以下「ファンド」という場合があります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

原則として、取得申込みが午後3時までに行われたものを当該取得申込受付日の受付分とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社<sup>（注）</sup>に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

### （５）【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

### （６）【申込単位】

2,000口以上2,000口単位

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ 7 ） 【 申込期間 】

2024年 8 月31日から2025年 2 月14日までとします。（ 継続申込期間 ）

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（ 8 ） 【 申込取扱場所 】

当ファンドの申込取扱場所（ 販売会社 ）については下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル> 0120-439-244（ 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで ）  
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（ 9 ） 【 払込期日 】

取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 10 ） 【 払込取扱場所 】

上記「（ 9 ） 払込期日」に記載の払込みは、販売会社において行うものとします。

販売会社については、上記（ 8 ） に同じです。

（ 11 ） 【 振替機関に関する事項 】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（ 12 ） 【 その他 】

該当事項ありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をBloombergドイツ国債7-10年指数（為替ヘッジあり・円ベース）（以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的とします。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

#### 商品分類表

| 単位型・追加型            | 投資対象地域            | 投資対象資産<br>（収益の源泉）                           | 独立区分              | 補足分類               |
|--------------------|-------------------|---------------------------------------------|-------------------|--------------------|
| 単位型投信<br><br>追加型投信 | 国 内<br>海 外<br>内 外 | 株 式<br>債 券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（ ）<br>資産複合 | MMF<br>MRF<br>ETF | インデックス型<br><br>特殊型 |

#### 商品分類定義

|         |                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 追加型投信   | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。                                                    |
| 海外      | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。                                           |
| 債券      | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。                                              |
| ETF     | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。 |
| インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。                                                        |

**属性区分表**

（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

| 投資対象資産                                                                                                                                                   | 決算頻度                                                                                                        | 投資対象地域                                                                                                                 | 投資形態                                                                              | 為替ヘッジ                                                                | 対象インデックス                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（ ）<br>不動産投信<br>その他資産<br>（投資信託証券：<br>債券（公債））<br>資産複合<br>（ ）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年 1 回<br><br><b>年 2 回</b><br><br>年 4 回<br><br>年 6 回<br>（隔月）<br><br>年12回<br>（毎月）<br><br>日々<br><br>その他<br>（ ） | グローバル<br><br>日本<br><br>北米<br><b>欧州</b><br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>（中東）<br><br>エマージング | <b>ファミリー<br/>ファンド</b><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>ファンド<br>・オブ・<br>ファンズ | <b>あり<br/>（フルヘッ<br/>ジ）</b><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>なし | 日経 2 2 5<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>T O P I X<br><br><br><br><br><br><br><b>その他<br/>（Bloomberg ドイ<br/>ツ国債7-10年指数<br/>（為替ヘッジあ<br/>り・円ベース））</b> |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

**属性区分定義**

|                                                          |                                                                                |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| その他資産                                                    | 組入れている資産を記載するものとする。                                                            |
| 年 2 回                                                    | 目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。                                        |
| 欧州                                                       | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。                        |
| ファミリーファン<br>ド                                            | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。           |
| 為替ヘッジあり                                                  | 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。                        |
| その他（Bloomberg<br>ドイツ国債7-10年<br>指数（為替ヘッジ<br>あり・円ベー<br>ス）） | 目論見書又は投資信託約款において、Bloombergドイツ国債7-10年指数（為替ヘッジあり・円ベース）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

## &lt; 信託金の限度額 &gt;

委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第 3 条））

## <ファンドの特色>

### ファンドの目的

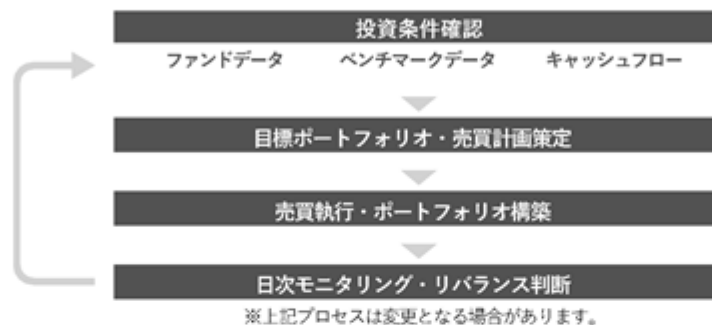
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をBloombergドイツ国債7-10年指数（為替ヘッジあり・円ベース）の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

ドイツの国債を主要投資対象とし、Bloombergドイツ国債7-10年指数（為替ヘッジあり・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

#### <運用プロセスのイメージ図>



### Bloombergドイツ国債7-10年指数

- Bloombergドイツ国債7-10年指数とは、残存年数が7年から10年のドイツ国債市場のパフォーマンスをあらわす指数でBloomberg Index Services Limited（BISL）が算出、公表しております。
- Bloombergドイツ国債7-10年指数（為替ヘッジあり・円ベース）とは、Bloombergドイツ国債7-10年指数（ユーロベース）を円ヘッジし、委託会社が計算したものです。
- 円ヘッジ、円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用します。

#### Bloombergドイツ国債7-10年指数の著作権等について

「Bloomberg®」およびBloombergドイツ国債7-10年指数（以下「当インデックス」）は、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、農林中金全連アセットマネジメント株式会社（以下「当社」）による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年（為替ヘッジあり）（以下「当ファンド」）について、ブルームバーグは後援、支持、販売、または宣伝するものではありません。ブルームバーグは、一般的な証券への投資の推奨可能性または特に当ファンドへの投資の推奨可能性について、当ファンドの所有者もしくは相手先に、あるいは一般の人々に、明示、黙示を問わずいかなる表明、保証も行いません。当社とブルームバーグの唯一の関係は、特定の商標、商号、サービスマークの使用許諾、および当インデックスの使用許諾であり、これは、当社または当ファンドを考慮せずに、BISLが決定、構成、計算します。ブルームバーグは当インデックスを決定、構成、もしくは計算する際に、当社または当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務はありません。ブルームバーグは当ファンドの発行時期、発行価格、発行数について責任を負わず、それに関与していません。ブルームバーグは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、当ファンドの顧客（これらに限定されません）に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。ブルームバーグは、当インデックスもしくはそれらに関連するデータの正確性および/または完全性を保証するものではなく、それに関連する過誤、不作為、または中断に対して一切の責任を負いません。ブルームバーグは、当社、当ファンドの所有者、もしくはその他の個人または法人が当インデックス、またはそれに関連するデータを使用したことで、獲得する結果について、明示的にも黙示的にもいかなる保証も行いません。ブルームバーグは、当インデックスもしくはそれらに関連するデータについて、特定の目的もしくは使用に対する商品性または適合性に関する明示的、黙示的な保証を行わず、あらゆる保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、法律で最大限に許される限り、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれぞれの従業員、請負業者、エージェント、サプライヤー、ベンダーは、当ファンド、当インデックスまたはそれらに関するデータまたは値について、過失、その他によるかにかかわらずその可能性について知らされていた場合でも、直接的、間接的、結果的、偶発的、懲罰的、またはそれ以外の被害または損害について法的責任もしくは責任を負いません。

実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。

※当ファンドは、ドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、10口単位です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にドイツの国債に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使等により取得するものに限りします。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

毎計算期間末（毎年5月、11月の各15日）に経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

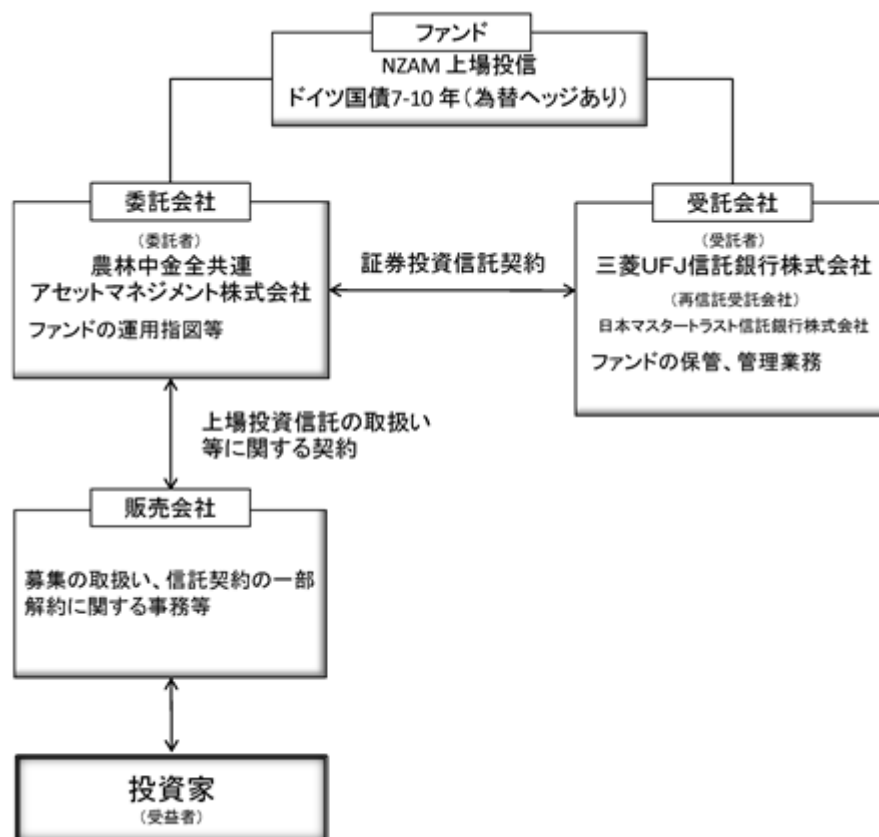
- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

## （２）【ファンドの沿革】

2023年9月21日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

2023年9月22日 受益権を東京証券取引所に上場

## ( 3 ) 【ファンドの仕組み】



## 委託者（委託会社）の概況（2024年5月31日現在）

資本金の額

1,466百万円

沿 革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

## 大株主の状況

| 株主名           | 住所                | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|---------------|-------------------|------------|-------------|
| 農林中央金庫        | 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 | 19,551     | 66.66       |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 | 9,779      | 33.34       |

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 66.66%

全国共済農業協同組合連合会 33.34%

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

#### a．基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、Bloombergドイツ国債7-10年指数（為替ヘッジあり・円ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第○条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

#### b．運用方法

##### 投資対象

ドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### 投資態度

- （イ）ドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてBloombergドイツ国債7-10年指数（為替ヘッジあり・円ベース）（以下「対象指数」といいます。）に採用されているドイツ国債に投資を行い、投資信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
- （ロ）マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- （ハ）対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し債券の実質投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。
- （ニ）実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （２）【投資対象】

#### a．投資の対象とする資産の種類（約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
  - ハ．金銭債権
  - ニ．約束手形
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

#### b．運用の指図範囲等（約款第18条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使、社債権者割当および株主割当により取得した株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号（上記1. から上記12. ）の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で第22号（上記22. ）の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号（上記1. ）の証券または証書、第13号ならびに第18号（上記13. ならびに上記18. ）の証券または証書のうち第1号（上記1. ）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号（上記2. から上記6. ）までの証券、第15号（上記15. ）の証券のうち投資法人債券、および第13号ならびに第18号（上記13. ならびに上記18. ）の証券または証書のうち第2号から第6号（上記2. から上記6. ）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号（上記14. ）および第15号（上記15. ）の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。  
委託者は、信託金を、第1項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

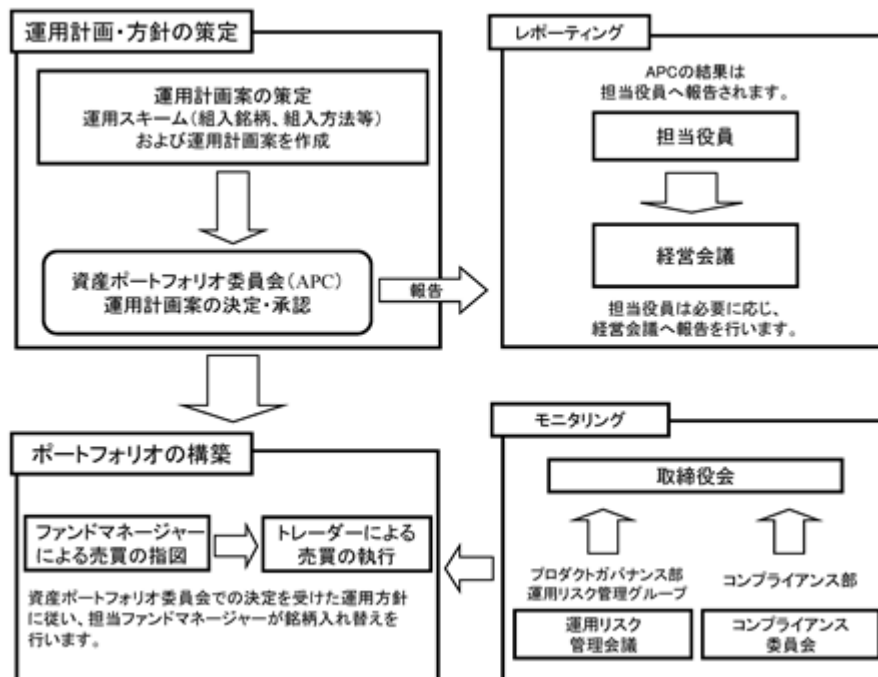
## 6．外国の者に対する権利で前号（上記5．）の権利の性質を有するもの

第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項（上記 ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

#### 1．運用体制

当ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



#### <資産ポートフォリオ委員会（APC）>

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

#### 2．ファンドの運用に携わる人員等

| 部署                         | 人員                             |
|----------------------------|--------------------------------|
| 運用部                        | 100名程度<br>（うち 投資判断に携わる者 85名程度） |
| トレーディング部                   | 10名程度                          |
| コンプライアンス部                  | 10名程度                          |
| プロダクトガバナンス部<br>運用リスク管理グループ | 5名程度                           |

#### 3．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### （4）【分配方針】

#### a．収益分配方針（運用の基本方針 3．収益分配方針）

毎計算期末（原則として5月、11月の各15日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

b．収益の分配方式（約款第42条）

投資信託財産から生じる配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、第40条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を投資信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

毎計算期末に投資信託財産から生じた次の1．に掲げる利益の合計額は、次の2．に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

- 1．有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
- 2．有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

（5）【投資制限】

a．株式への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第18条第4項および第7項）

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使等により取得するものに限りします。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

c．外国為替予約取引への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

d．デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

e．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第18条第5項および第7項）

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f．投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第18条第6項および7項）

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g．同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前各項（上記 から上記 ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h．先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第24条）

委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i．スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第25条）

委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項（上記 ）において、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第26条）

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k．デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

l．信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

m．投資する株式等の範囲（約款第21条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項（上記）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

n．信用取引の指図および範囲（約款第23条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号（下記1．から下記6．）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売り出しにより取得する株券
- 5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- 6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号（上記5．）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

o．有価証券の貸付の指図および範囲（約款第27条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号（下記1．2．）の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。

- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号（上記 １．上記 ２．）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

p．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

q．外国為替予約の指図および範囲（約款第29条）

委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第１項（上記 ）の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第２項（上記 ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

r．一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第33条）

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

s．再投資の指図（約款第34条）

委託者は、前条（上記 r．）の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

t．資金の借入れ（約款第35条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第１項（上記 ）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

u．デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の２第７号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。

v．同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

(参考)

## 「ドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンドの概要」

## 運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、Bloombergドイツ国債7-10年指数（当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

## 2. 運用方法

### ( 1 ) 投資対象

ドイツの国債を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

Bloombergドイツ国債7-10年指数（当社円換算ベース）をベンチマークとし、主としてドイツの国債に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ドイツの国債への投資割合は、原則として高位に保ちます。

ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し債券の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。なお、株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当および株主割当により取得するものに限ります。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

#### （１）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### 金利変動リスク

一般に、債券（公社債等）の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

##### 乖離リスク

当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。

イ．対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

ロ．対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること

ハ．個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと

ニ．先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること

ホ．信託報酬等のコスト負担があること

対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

##### 為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

##### 信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（信用格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落し、あるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

##### 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量

の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

## （２）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。  
これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## （３）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

[ 運用リスク管理会議 ]

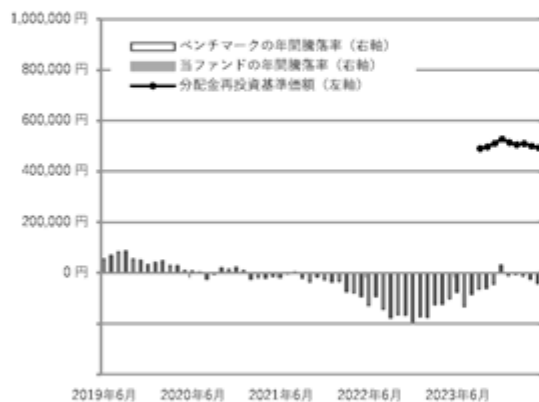
原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

〔コンプライアンス委員会〕

原則として年４回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

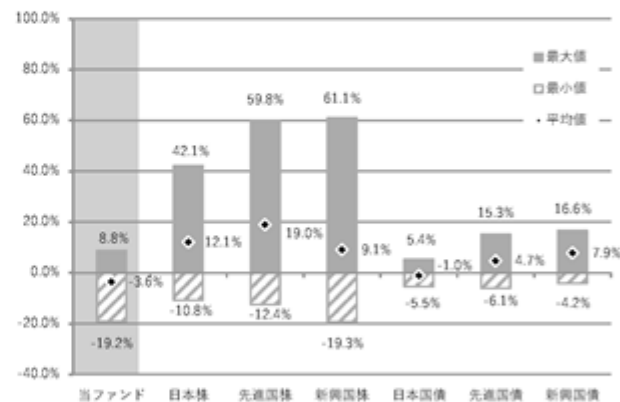
## 参考情報

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移

\* 2019年6月～2024年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

\* 当ファンドは、設定から1年が経過していないため、当ファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて算出しています。

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較

\* 2019年6月～2024年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\* すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 当ファンドは、設定から1年が経過していないため、当ファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて平均値、最大値、最小値を算出しています。

\* 各資産クラスの指数

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：FTSE 新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■ 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

■ 「NOMURA-BPI 国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

■ 「MSCI コクサイ・インデックス」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc. に帰属します。

■ 「FTSE 世界国債インデックス（除く日本）」、「FTSE 新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。

同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

#### 4【手数料等及び税金】

##### （１）【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）  
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

##### （２）【換金（解約）手数料】

###### 換金手数料

販売会社は、受益者が一部解約請求を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該販売会社が個別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）  
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

換金手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

###### 信託財産留保額

ありません。

##### （３）【信託報酬等】

###### 信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の 1．の額に 2．の額を加算して得た額とします。

1．投資信託財産の純資産総額に年率 0.121％（税抜 0.11％）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、委託者と受託者の配分については下記のとおり（税抜）とします。

（年率）

| 委託者    | 受託者    | 合計    |
|--------|--------|-------|
| 0.085％ | 0.025％ | 0.11％ |

2．投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に 55％（税抜 50％）以内の率を乗じて得た額。

ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に 55％（税抜 50％）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、委託者と受託者の配分は 4：1 とします。

信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

#### （４）【その他の手数料等】

投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。監査費用は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用<sup>１</sup>および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料<sup>２</sup>ならびにこれらに係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

１ 本書提出日現在、受益権の上場に係る費用は以下のとおりです。

- ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・上記のほか、新規上場に際して、上場審査料がかかります。

２ 本書提出日現在、商標使用料は投資信託財産の純資産総額に、年0.011%以内の率を乗じて得た額。

（ただし年間最低額は10,000米ドル）

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

##### ○受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

##### ○収益分配金の受取時

収益分配金については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

##### ○損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限りまゝ。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

##### ○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

N I S Aをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、N I S Aの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

##### ○ 受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

##### ○ 収益分配金の受取時

収益分配金については、税率15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。なお、税額控除が適用されません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

#### （注意）

- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2024年5月31日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2024年 5月31日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

N Z A M 上場投信 ドイツ国債7 - 1 0 年（為替ヘッジあり）

（１）【投資状況】

| 資産の種類               | 国 / 地域 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|---------------------|--------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券           | 日本     | 4,922,290,656 | 101.20  |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | —      | 58,351,370    | 1.20    |
| 合計(純資産総額)           |        | 4,863,939,286 | 100.00  |

その他の資産の投資状況

| 資産の種類  | 建別 | 国 / 地域 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|--------|----|--------|---------------|---------|
| 為替予約取引 | 売建 | —      | 4,895,212,849 | 100.64  |

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国 / 地域 | 種類            | 銘柄名                              | 数量又は<br>額面総額  | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(％) |
|----|--------|---------------|----------------------------------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1  | 日本     | 親投資信託<br>受益証券 | ドイツ国債7 - 1 0 年インデッ<br>クス・マザーファンド | 4,470,745,374 | 1.1073            | 4,950,456,353     | 1.1010           | 4,922,290,656    | 101.20          |

ロ.種類別投資比率

| 種類        | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 101.20  |
| 合計        | 101.20  |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

| 資産の種類  | 通貨  | 買建 /<br>売建 | 数量            | 帳簿価額<br>(円)   | 評価額<br>(円)    | 投資比率<br>(％) |
|--------|-----|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 為替予約取引 | ユーロ | 売建         | 28,938,000.00 | 4,894,972,664 | 4,895,212,849 | 100.64      |

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

| 期別                   | 純資産総額（円）      |               | 1口当たり純資産額（円） |          | 東京証券取引所<br>取引価格（円） |
|----------------------|---------------|---------------|--------------|----------|--------------------|
|                      | （分配落）         | （分配付）         | （分配落）        | （分配付）    |                    |
| 第1計算期間末（2023年11月15日） | 1,027,439,614 | 1,028,541,214 | 5,036.47     | 5,041.87 | 4,994              |
| 第2計算期間末（2024年 5月15日） | 4,914,340,984 | 4,924,319,784 | 4,974.03     | 4,984.13 | 4,989              |
| 2023年 9月末日           | 1,001,651,111 | —             | 4,910.05     | —        | 4,970              |
| 10月末日                | 1,013,239,456 | —             | 4,966.86     | —        | 5,005              |
| 11月末日                | 1,040,922,862 | —             | 5,102.56     | —        | 5,112              |
| 12月末日                | 1,181,987,448 | —             | 5,276.73     | —        | 5,259              |
| 2024年 1月末日           | 1,150,751,670 | —             | 5,137.28     | —        | 5,145              |
| 2月末日                 | 1,130,419,567 | —             | 5,046.52     | —        | 5,137              |
| 3月末日                 | 3,038,280,464 | —             | 5,097.79     | —        | 5,137              |
| 4月末日                 | 4,937,073,725 | —             | 4,997.04     | —        | 4,886              |
| 5月末日                 | 4,863,939,286 | —             | 4,923.02     | —        | 4,977              |

(注) 計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。終値がない場合には、その直近値を表示しています。

## 【分配の推移】

| 期       | 計算期間                    | 1口当たりの分配金（円） |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第1計算期間末 | 2023年 9月21日～2023年11月15日 | 5.40         |
| 第2計算期間末 | 2023年11月16日～2024年 5月15日 | 10.10        |

## 【収益率の推移】

| 期       | 計算期間                    | 収益率（％） |
|---------|-------------------------|--------|
| 第1計算期間末 | 2023年 9月21日～2023年11月15日 | 0.8    |
| 第2計算期間末 | 2023年11月16日～2024年 5月15日 | 1.0    |

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

| 期       | 計算期間                    | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---------|-------------------------|---------|---------|-----------|
| 第1計算期間末 | 2023年 9月21日～2023年11月15日 | 204,000 | —       | 204,000   |
| 第2計算期間末 | 2023年11月16日～2024年 5月15日 | 804,000 | 20,000  | 988,000   |

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

## ドイツ国債 7 - 10 年インデックス・マザーファンド

## 投資状況

| 資産の種類               | 国 / 地域 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|---------------------|--------|---------------|---------|
| 国債証券                | ドイツ    | 4,844,935,732 | 98.43   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | —      | 77,242,502    | 1.57    |
| 合計(純資産総額)           |        | 4,922,178,234 | 100.00  |

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国 / 地域 | 種類   | 銘柄名                | 数量又は<br>額面総額 | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 利率<br>(％) | 償還期限      | 投資<br>比率<br>(％) |
|----|--------|------|--------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|-----------|-----------------|
| 1  | ドイツ    | 国債証券 | BUND 2.3<br>330215 | 5,858,000    | 16,898.06         | 989,888,424       | 16,547.33        | 969,342,942      | 2.3       | 2033/2/15 | 19.69           |
| 2  | ドイツ    | 国債証券 | BUND 2.6<br>330815 | 4,671,000    | 17,311.44         | 808,617,459       | 16,916.03        | 790,147,776      | 2.6       | 2033/8/15 | 16.05           |
| 3  | ドイツ    | 国債証券 | BUND 0 310815      | 4,901,000    | 14,341.81         | 702,892,565       | 14,118.87        | 691,965,855      | 0         | 2031/8/15 | 14.06           |
| 4  | ドイツ    | 国債証券 | BUND 1.7<br>320815 | 4,288,000    | 16,169.08         | 693,330,540       | 15,846.72        | 679,507,426      | 1.7       | 2032/8/15 | 13.81           |
| 5  | ドイツ    | 国債証券 | BUND 2.2<br>340215 | 4,135,000    | 16,634.81         | 687,849,635       | 16,309.94        | 674,416,413      | 2.2       | 2034/2/15 | 13.70           |
| 6  | ドイツ    | 国債証券 | BUND 0 320215      | 4,748,000    | 14,152.07         | 671,940,599       | 13,927.22        | 661,264,556      | 0         | 2032/2/15 | 13.43           |
| 7  | ドイツ    | 国債証券 | BUND 0 310815      | 1,378,000    | 14,348.26         | 197,719,157       | 14,122.80        | 194,612,318      | 0         | 2031/8/15 | 3.95            |
| 8  | ドイツ    | 国債証券 | BUND 2.3<br>330215 | 1,110,000    | 16,918.07         | 187,790,637       | 16,547.60        | 183,678,446      | 2.3       | 2033/2/15 | 3.73            |

## ロ. 種類別投資比率

| 種類   | 投資比率（％） |
|------|---------|
| 国債証券 | 98.43   |
| 合計   | 98.43   |

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## &lt; 参考情報 &gt;

交付目論見書の運用実績（2024年5月末現在）

2024年5月末現在

## 基準価額・純資産の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

## 分配の推移

| 決算期／年月日        | 分配金    |
|----------------|--------|
| 1期 2023年11月15日 | 540円   |
| 2期 2024年5月15日  | 1,010円 |
| 設定来累計          | 1,550円 |

\* 分配金のデータは、100口当たり、税引前の金額です。

## 主要な資産の状況

## ■ NZAM上場投信 ドイツ国債7-10年（為替ヘッジあり）

資産の組入比率

| 資産の種類                    | 組入比率（％） |
|--------------------------|---------|
| ドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンド | 101.2   |
| 短期資産等                    | -1.2    |

## ■ ドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンド

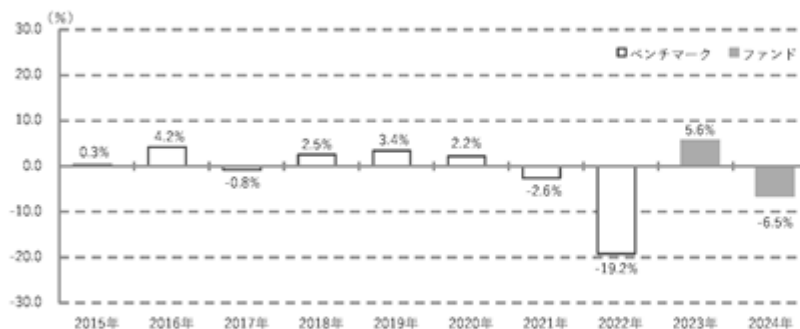
組入上位銘柄

| 銘柄名               | クーポン（％） | 償還日       | 組入比率（％） | 種類 |
|-------------------|---------|-----------|---------|----|
| 1 BUND 2.3 330215 | 2.3     | 2033/2/15 | 19.7    | 国債 |
| 2 BUND 2.6 330815 | 2.6     | 2033/8/15 | 16.1    | 国債 |
| 3 BUND 0 310815   | 0       | 2031/8/15 | 14.1    | 国債 |
| 4 BUND 1.7 320815 | 1.7     | 2032/8/15 | 13.8    | 国債 |
| 5 BUND 2.2 340215 | 2.2     | 2034/2/15 | 13.7    | 国債 |
| 6 BUND 0 320215   | 0       | 2032/2/15 | 13.4    | 国債 |
| 7 BUND 0 310815   | 0       | 2031/8/15 | 4.0     | 国債 |
| 8 BUND 2.3 330215 | 2.3     | 2033/2/15 | 3.7     | 国債 |

\* 組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

\* 短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

## 年間収益率の推移



・ベンチマークは、「Bloombergドイツ国債7-10年指数（為替ヘッジあり・円ベース）」です。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2022年以前は、ベンチマークの収益率を表示。

・2023年は設定日（9月21日）から年末までの騰落率、2024年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

\* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

\* ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

\* 最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

## 第 2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### （ 1 ）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### （ 2 ）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後 3 時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

（ロ）委託者は、原則として、次の から までに該当する場合は、受益権の取得申込の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

フランクフルト証券取引所の休場日、フランクフルトの銀行の休業日、Eurexにおけるドイツ国債の先物取引休業日

計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内）

ファンドが終了となる場合において、償還日の直前 5 営業日間

委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

（ハ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （ 3 ）申込単位

2,000口以上2,000口単位

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （ 4 ）申込手数料

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとし、

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

#### （ 5 ）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

原則として、取得申込みが午後 3 時までに行われたものを当該取得申込受付日の受付分とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### （1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、原則として、次の から までに該当する場合は、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（3）に準じて計算された価額とします。

フランクフルト証券取引所の休場日、フランクフルトの銀行の休業日、Eurexにおけるドイツ国債の先物取引休業日

計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間

委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### （2）解約単位

2,000口以上2,000口単位

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### （3）解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

#### （４）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### （５）受益権の買取り

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の 3 営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

上記の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を、受益権の買取請求申込者から徴収することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて上記による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

前項の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記および上記の規定に準じて計算されたものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### （１）【資産の評価】

##### a．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第 8 条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第 29 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

##### b．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

| 資産の種類         | 評価方法                                                      |
|---------------|-----------------------------------------------------------|
| 親投資信託<br>受益証券 | 時価により評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

|      |                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公社債等 | <p>原則として、時価により評価しております。</p> <p>時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。</p> <p>日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）</p> <p>金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。）</p> <p>価格情報会社の提供する価額</p> <p>（注）残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。</p> |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

c．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「農中独債7H」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

d．追加信託金および一部解約金の計理処理（約款第44条）

追加信託金については、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

一部解約金については、当該金額と当該一部解約にかかる元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託は、期間の定めを設けません。ただし、ただし、約款51条第1項、同条第2項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

信託の計算期間（約款第38条）

この信託の計算期間は、毎年5月16日から11月15日まで、11月16日から翌年5月15日とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2023年11月15日までとし、最終計算期間の終了日は約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a．信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の解約（約款第51条）

委託者は、信託期間中において、2026年11月15日以降の受益権の口数が20万口を下ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、信託期間中において次に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- １．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
- ２．対象指数が廃止された場合
- ３．対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が約款第56条第２項に規定する書面決議により否決された場合

なお、上記１．に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

委託者は、上記の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとする場合、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

上記から上記までの規定は、上記の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記から上記までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第52条第１項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（ハ）委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第53条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第56条第２項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（二）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第55条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第56条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

（イ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第52条第２項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第56条の規定に従います。

（ロ）信託約款の変更等（約款第56条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、上記の事項（上記の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記から上記までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記から上記までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### c．金融商品取引所への上場（約款第13条）

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

#### d．その他の契約の変更

##### <募集等に関する契約>

委託者と販売会社との間の上場投資信託の募集等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

#### e．運用報告書等

##### <運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく運用報告書の作成・交付は行いません。

##### <有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

##### <臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

## f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第54条）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## g．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第58条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

## h．公告（約款第59条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## i．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第60条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## j．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

## （イ）収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

受託者は、計算期間終了日現在において、約款第16条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

受託者は収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成した者にこれを委託することができます。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が約款第16条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

受益者が、収益分配金について上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益者名簿の作成と名義登録（約款第16条））

- 1．受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。
- 2．受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。
- 3．受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して上記1．の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- 4．上記3．に規定する名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

## （ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受託者は償還金の支払いについて、受益者名簿の作成した者にこれを委託することができます。

償還金の支払いは、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に振り込む方式により行うものとします。

受益者が、信託終了時による償還金について、支払開始日から10年間その支払いをしないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（八）反対者の買取請求権（約款第57条）

約款第51条に規定する信託契約の解約または約款第56条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（二）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2023年11月16日から2024年 5月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年（為替ヘッジあり）

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 第1期<br>2023年11月15日現在 | 第2期<br>2024年 5月15日現在 |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| <b>資産の部</b>     |                      |                      |
| 流動資産            |                      |                      |
| コール・ローン         | 1,460,011            | 7,865,682            |
| 親投資信託受益証券       | 1,062,152,762        | 4,962,894,118        |
| 未収利息            | -                    | 15                   |
| 流動資産合計          | 1,063,612,773        | 4,970,759,815        |
| 資産合計            | 1,063,612,773        | 4,970,759,815        |
| <b>負債の部</b>     |                      |                      |
| 流動負債            |                      |                      |
| 派生商品評価勘定        | 34,464,840           | 43,855,480           |
| 未払金             | 48,733               | 140,802              |
| 未払収益分配金         | 1,101,600            | 9,978,800            |
| 未払受託者報酬         | 41,942               | 269,092              |
| 未払委託者報酬         | 142,588              | 914,841              |
| その他未払費用         | 373,456              | 1,259,816            |
| 流動負債合計          | 36,173,159           | 56,418,831           |
| 負債合計            | 36,173,159           | 56,418,831           |
| <b>純資産の部</b>    |                      |                      |
| 元本等             |                      |                      |
| 元本              | 1,020,000,000        | 4,940,000,000        |
| 剰余金             |                      |                      |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 7,439,614            | 25,659,016           |
| （分配準備積立金）       | 14,749               | 72,577               |
| 元本等合計           | 1,027,439,614        | 4,914,340,984        |
| 純資産合計           | 1,027,439,614        | 4,914,340,984        |
| 負債純資産合計         | 1,063,612,773        | 4,970,759,815        |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 第1期<br>自 2023年 9月21日<br>至 2023年11月15日 | 第2期<br>自 2023年11月16日<br>至 2024年 5月15日 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                       |                                       |
| 受取利息                                      | -                                     | 690                                   |
| 有価証券売買等損益                                 | 56,404,586                            | 136,412,844                           |
| 為替差損益                                     | 47,290,551                            | 203,287,061                           |
| 営業収益合計                                    | 9,114,035                             | 66,873,527                            |
| 営業費用                                      |                                       |                                       |
| 支払利息                                      | 35                                    | 37                                    |
| 受託者報酬                                     | 41,942                                | 269,092                               |
| 委託者報酬                                     | 142,588                               | 914,841                               |
| その他費用                                     | 373,456                               | 1,275,033                             |
| 営業費用合計                                    | 558,021                               | 2,459,003                             |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 8,556,014                             | 69,332,530                            |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 8,556,014                             | 69,332,530                            |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 8,556,014                             | 69,332,530                            |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | -                                     | -                                     |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | -                                     | 7,439,614                             |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | -                                     | 48,979,300                            |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | -                                     | -                                     |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | -                                     | 48,979,300                            |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 14,800                                | 2,766,600                             |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | -                                     | 2,766,600                             |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 14,800                                | -                                     |
| 分配金                                       | 1,101,600                             | 9,978,800                             |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 7,439,614                             | 25,659,016                            |

## （３）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                      |                                                                                |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法    | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引<br>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。                           |
| 3.収益及び費用の計上基準        | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>派生商品取引等損益<br>約定日基準で計上しております。                   |

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

| 第1期<br>（2023年11月15日現在）                                                            | 第2期<br>（2024年 5月15日現在） |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左                     |

## （貸借対照表に関する注記）

| 項目 |                                  | 第1期<br>2023年11月15日現在    | 第2期<br>2024年 5月15日現在    |
|----|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1. | 投資信託財産に係る元本の状況                   |                         |                         |
|    | 期首元本額                            | 1,000,000,000円          | 1,020,000,000円          |
|    | 期中追加設定元本額                        | 20,000,000円             | 4,020,000,000円          |
|    | 期中一部解約元本額                        | - 円                     | 100,000,000円            |
| 2. | 計算期間の末日における受益権の総数                | 204,000口                | 988,000口                |
| 3. | 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | - 円                     | 25,659,016円             |
| 4. | 1口当たり純資産額<br>(100口当たり純資産額)       | 5,036.47円<br>(503,647円) | 4,974.03円<br>(497,403円) |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目       | 第1期<br>自 2023年 9月21日<br>至 2023年11月15日 | 第2期<br>自 2023年11月16日<br>至 2024年 5月15日 |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 分配金の計算過程 | A. 配当等収益額 35円                         | A. 配当等収益額 653円                        |
|          | B. 親ファンドの配当等 1,674,370円               | B. 親ファンドの配当等 12,494,941円              |
|          | 収益額                                   | 収益額                                   |
|          | C. 分配準備積立金額 0円                        | C. 分配準備積立金額 14,749円                   |
|          | D. 配当等収益合計額 1,674,335円                | D. 配当等収益合計額 12,510,343円               |
|          | ( A+B+C )                             | ( A+B+C )                             |
|          | E. 経費 557,986円                        | E. 経費 2,458,966円                      |
|          | F. 収益分配可能額 ( D 1,116,349円             | F. 収益分配可能額 ( D 10,051,377円            |
|          | - E )                                 | - E )                                 |
|          | G. 収益分配金 1,101,600円                   | G. 収益分配金 9,978,800円                   |
|          | H. 次期繰越金(分配準備積立金) ( F - G ) 14,749円   | H. 次期繰越金(分配準備積立金) ( F - G ) 72,577円   |
|          | I. 口数 204,000口                        | I. 口数 988,000口                        |
|          | J. 100口当たり分配金 540円                    | J. 100口当たり分配金 1,010円                  |
|          | ( G / I × 100 )                       | ( G / I × 100 )                       |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

| 項目                    | 第1期<br>自 2023年 9月21日<br>至 2023年11月15日                                                                                                                                                                                                                                                             | 第2期<br>自 2023年11月16日<br>至 2024年 5月15日 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1．金融商品に対する取組方針        | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                                                             | 同左                                    |
| 2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。<br>当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。                                     | 同左                                    |
| 3．金融商品に係るリスクの管理体制     | フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。<br>ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。 | 同左                                    |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                    | 第1期<br>2023年11月15日現在                                                                                                                    | 第2期<br>2024年 5月15日現在 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1．貸借対照表計上額、時価及びその差額   | 貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                 | 同左                   |
| 2．時価の算定方法             | 親投資信託受益証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。<br>為替予約取引<br>「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権<br>短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 | 同左                   |
| 3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                        | 同左                   |

（有価証券に関する注記）

第1期(自 2023年 9月21日 至 2023年11月15日)

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類        | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 56,516,744        |
| 合計        | 56,516,744        |

第2期(自 2023年11月16日 至 2024年 5月15日)

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類        | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 132,666,544       |
| 合計        | 132,666,544       |

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

第1期（2023年11月15日現在）

（単位：円）

| 区分        | 種類                  | 契約額等          |       | 時価            | 評価損益       |
|-----------|---------------------|---------------|-------|---------------|------------|
|           |                     |               | うち1年超 |               |            |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>ユーロ | 1,004,801,772 | -     | 1,039,266,612 | 34,464,840 |
| 合計        |                     | 1,004,801,772 | -     | 1,039,266,612 | 34,464,840 |

第2期（2024年 5月15日現在）

（単位：円）

| 区分        | 種類                  | 契約額等          |       | 時価            | 評価損益       |
|-----------|---------------------|---------------|-------|---------------|------------|
|           |                     |               | うち1年超 |               |            |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>ユーロ | 4,888,874,240 | -     | 4,932,729,720 | 43,855,480 |
| 合計        |                     | 4,888,874,240 | -     | 4,932,729,720 | 43,855,480 |

（注）時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

( 単位：円 )

| 種 類       | 銘 柄                      | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|-----------|--------------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンド | 4,481,977,891 | 4,962,894,118 |    |
| 合計        |                          | 4,481,977,891 | 4,962,894,118 |    |

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「( 3 ) 注記表( デリバティブ取引等に関する注記 )」に開示しておりますので、記載を省略しております。

## （参考情報）

当ファンドは、「ドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## （１）貸借対照表

|             | 2023年11月15日現在 | 2024年 5月15日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
|             | 金額（円）         | 金額（円）         |
| 資産の部        |               |               |
| 流動資産        |               |               |
| 預金          | 4,380,071     | 17,651,747    |
| コール・ローン     | 2,055,487     | 7,673,896     |
| 国債証券        | 1,041,940,340 | 4,876,652,808 |
| 未収入金        | 1,648,641     | 15,436,278    |
| 未収利息        | 2,279,326     | 10,208,272    |
| 前払費用        | 8,980,052     | 28,273,398    |
| 差入委託証拠金     | 915,821       | 6,956,061     |
| 流動資産合計      | 1,062,199,738 | 4,962,852,460 |
| 資産合計        | 1,062,199,738 | 4,962,852,460 |
| 負債の部        |               |               |
| 流動負債        |               |               |
| 派生商品評価勘定    | 191           | 1,098         |
| 流動負債合計      | 191           | 1,098         |
| 負債合計        | 191           | 1,098         |
| 純資産の部       |               |               |
| 元本等         |               |               |
| 元本          | 1,005,636,018 | 4,481,977,891 |
| 剰余金         |               |               |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 56,563,529    | 480,873,471   |
| 元本等合計       | 1,062,199,547 | 4,962,851,362 |
| 純資産合計       | 1,062,199,547 | 4,962,851,362 |
| 負債純資産合計     | 1,062,199,738 | 4,962,852,460 |

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

|                        |                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法     | <p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。</p> <p>日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）</p> <p>金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。）</p> <p>価格情報会社の提供する価額</p>      |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法  | <p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>                                                                                                               |
| 4. 収益及び費用の計上基準         | <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>                                                                                                          |
| 5. その他                 | <p>外貨建取引等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>                                                                                                     |

## ( 重要な会計上の見積りに関する注記 )

| ( 2023年11月15日現在 )                                                                                               | ( 2024年 5月15日現在 ) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左                |

## （貸借対照表に関する注記）

| 項目 |                                  | 2023年11月15日現在        | 2024年 5月15日現在        |
|----|----------------------------------|----------------------|----------------------|
| 1. | 投資信託財産に係る元本の状況                   |                      |                      |
|    | 本書における開示対象ファンドの期首                | 2023年 9月21日          | 2023年11月16日          |
|    | 同期首元本額                           | 998,500,000円         | 1,005,636,018円       |
|    | 同期中追加設定元本額                       | 19,853,967円          | 3,776,464,025円       |
|    | 同期中一部解約元本額                       | 12,717,949円          | 300,122,152円         |
|    | 元本の内訳                            |                      |                      |
|    | NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年（為替ヘッジあり）    | 1,005,636,018円       | 4,481,977,891円       |
|    | 合計                               | 1,005,636,018円       | 4,481,977,891円       |
| 2. | 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数 | 1,005,636,018口       | 4,481,977,891口       |
| 3. | 一口当たり純資産額<br>(一万口当たり純資産額)        | 1.0562円<br>(10,562円) | 1.1073円<br>(11,073円) |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

| 項目                    | 自 2023年 9月21日<br>至 2023年11月15日                                                                                                                                                                                                                                                                    | 自 2023年11月16日<br>至 2024年 5月15日 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 1．金融商品に対する取組方針        | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                                                             | 同左                             |
| 2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。<br>当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。                                     | 同左                             |
| 3．金融商品に係るリスクの管理体制     | フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。<br>ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。 | 同左                             |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                    | 2023年11月15日現在                                                                                                                      | 2024年 5月15日現在 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1．貸借対照表計上額、時価及びその差額   | 貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                            | 同左            |
| 2．時価の算定方法             | 国債証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。<br>為替予約取引<br>「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権<br>短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 | 同左            |
| 3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                   | 同左            |

（有価証券に関する注記）

（自 2023年 9月21日 至 2023年11月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類   | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|------|-------------------|
| 国債証券 | 13,038,999        |
| 合計   | 13,038,999        |

（自 2023年11月16日 至 2024年 5月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類   | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|------|-------------------|
| 国債証券 | 50,282,716        |
| 合計   | 50,282,716        |

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

| 区分        | 種類                  | 契約額等      |       | 時価        | 評価損益 |
|-----------|---------------------|-----------|-------|-----------|------|
|           |                     |           | うち1年超 |           |      |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>ユーロ | 1,660,541 | -     | 1,660,732 | 191  |
| 合計        |                     | 1,660,541 | -     | 1,660,732 | 191  |

(2024年 5月15日現在)

(単位：円)

| 区分        | 種類                  | 契約額等       |       | 時価         | 評価損益  |
|-----------|---------------------|------------|-------|------------|-------|
|           |                     |            | うち1年超 |            |       |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>ユーロ | 15,490,849 | -     | 15,491,947 | 1,098 |
| 合計        |                     | 15,490,849 | -     | 15,491,947 | 1,098 |

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## ( 3 ) 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

| 通貨    | 種 類  | 銘 柄             | 券面総額          | 評価額                              | 備考 |
|-------|------|-----------------|---------------|----------------------------------|----|
| ユーロ   | 国債証券 | BUND 0 310815   | 4,901,000.00  | 4,108,478.86                     |    |
|       |      | BUND 0 310815   | 1,378,000.00  | 1,155,159.10                     |    |
|       |      | BUND 0 320215   | 4,748,000.00  | 3,927,555.07                     |    |
|       |      | BUND 1.7 320815 | 4,288,000.00  | 4,037,863.75                     |    |
|       |      | BUND 2.2 340215 | 4,135,000.00  | 4,013,867.63                     |    |
|       |      | BUND 2.3 330215 | 5,858,000.00  | 5,764,283.69                     |    |
|       |      | BUND 2.3 330215 | 1,110,000.00  | 1,092,529.38                     |    |
|       |      | BUND 2.6 330815 | 4,671,000.00  | 4,699,960.20                     |    |
| ユーロ小計 |      |                 | 31,089,000.00 | 28,799,697.68<br>(4,876,652,808) |    |
| 合計    |      |                 |               | 4,876,652,808<br>(4,876,652,808) |    |

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

| 種類  | 銘柄数      | 組入債券<br>時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|-----|----------|--------------|----------------|
| ユーロ | 国債証券 8銘柄 | 98.3%        | 100.0%         |

## 第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「( 2 ) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

N Z A M 上場投信 ドイツ国債 7 - 1 0 年（為替ヘッジあり）

（2024年 5月31日現在）

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 資産総額             | 9,834,742,636円 |
| 負債総額             | 4,970,803,350円 |
| 純資産総額（ - ）       | 4,863,939,286円 |
| 発行済口数            | 988,000口       |
| 100口当たり純資産額（ / ） | 492,302円       |

（参考）

ドイツ国債 7 - 1 0 年インデックス・マザーファンド

## 純資産額計算書

（2024年 5月31日現在）

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 資産総額            | 4,922,178,234円 |
| 負債総額            | —円             |
| 純資産総額（ - ）      | 4,922,178,234円 |
| 発行済口数           | 4,470,745,374口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 11,010円        |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （１）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （３）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### （５）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （６）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額（2024年5月31日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

##### （2）委託会社等の機構

###### a．委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### b．運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

###### 1．投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

###### 2．資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

###### 3．銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

###### 4．運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

###### 5．コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

運用の流れ

## １．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

## ２．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

## ３．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

## ２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年５月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

| 種類別（基本的性格） | 本数   | 純資産総額        |
|------------|------|--------------|
| 株式投資信託     | 252本 | 3,698,483百万円 |
| 公社債投資信託    | 68本  | 265,070百万円   |
| 合計         | 320本 | 3,963,554百万円 |

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## （１）【貸借対照表】

|                          |          | 前事業年度<br>( 2023年3月31日 ) |            | 当事業年度<br>( 2024年3月31日 ) |            |
|--------------------------|----------|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| 区分                       | 注記<br>番号 | 金額<br>( 千円 )            |            | 金額<br>( 千円 )            |            |
| ( 資産の部 )                 |          |                         |            |                         |            |
| 流動資産                     |          |                         |            |                         |            |
| 現金及び預金                   | 1        |                         | 18,266,544 |                         | 18,932,059 |
| 分別金信託                    |          |                         | 100,000    |                         | 100,000    |
| 1年内償還予定のその他の関係<br>会社有価証券 |          |                         | 1,000,000  |                         | -          |
| 前払費用                     |          |                         | 344,367    |                         | 486,689    |
| 未収委託者報酬                  |          |                         | 1,872,978  |                         | 1,872,842  |
| 未収運用受託報酬                 | 1        |                         | 2,021,600  |                         | 2,465,487  |
| 未収投資助言報酬                 | 1        |                         | 982,868    |                         | 778,017    |
| 未収収益                     |          |                         | 188        |                         | -          |
| その他                      |          |                         | 42,838     |                         | 76,272     |
| 流動資産計                    |          |                         | 24,631,387 |                         | 24,711,369 |
| 固定資産                     |          |                         |            |                         |            |
| 有形固定資産                   |          |                         | 812,781    |                         | 790,471    |
| 建物                       | 2        | 578,104                 |            | 563,553                 |            |
| 器具備品                     | 2        | 234,676                 |            | 226,917                 |            |
| 無形固定資産                   |          |                         | 5,599      |                         | 4,929      |
| 商標権                      |          | 3,205                   |            | 2,534                   |            |
| 電話加入権等                   |          | 2,394                   |            | 2,394                   |            |
| 投資その他の資産                 |          |                         | 1,663,601  |                         | 1,510,178  |
| 投資有価証券                   |          | 645,029                 |            | 705,848                 |            |
| 長期差入保証金                  |          | 493,713                 |            | 367,019                 |            |
| 長期前払費用                   |          | 6,563                   |            | 7,346                   |            |
| 会員権                      |          | 6,700                   |            | 6,700                   |            |
| 繰延税金資産                   |          | 511,594                 |            | 423,264                 |            |
| 固定資産計                    |          |                         | 2,481,982  |                         | 2,305,579  |
| 資産合計                     |          |                         | 27,113,369 |                         | 27,016,949 |

|              |          | 前事業年度<br>( 2023年3月31日 ) |            | 当事業年度<br>( 2024年3月31日 ) |            |
|--------------|----------|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額<br>( 千円 )            |            | 金額<br>( 千円 )            |            |
| ( 負債の部 )     |          |                         |            |                         |            |
| 流動負債         |          |                         |            |                         |            |
| 預り金          |          |                         | 1,060,990  |                         | 954,088    |
| 未払金          |          |                         | 1,327,197  |                         | 1,425,701  |
| 未払収益分配金      |          | 13                      |            | 13                      |            |
| 未払償還金        |          | 3,132                   |            | 3,132                   |            |
| 未払手数料        |          | 331,839                 |            | 344,712                 |            |
| 未払運用委託料      |          | 982,867                 |            | 1,068,239               |            |
| その他未払金       |          | 9,343                   |            | 9,603                   |            |
| 未払費用         |          |                         | 260,450    |                         | 271,162    |
| 未払法人税等       |          |                         | 2,638,545  |                         | 1,627,180  |
| 未払消費税等       |          |                         | 572,179    |                         | 152,836    |
| 賞与引当金        |          |                         | 390,393    |                         | 441,655    |
| 流動負債計        |          |                         | 6,249,758  |                         | 4,872,626  |
| 固定負債         |          |                         |            |                         |            |
| 退職給付引当金      |          |                         | 284,250    |                         | 321,281    |
| 役員退任慰労引当金    |          |                         | 18,800     |                         | 28,500     |
| 固定負債計        |          |                         | 303,050    |                         | 349,781    |
| 負債合計         |          |                         | 6,552,808  |                         | 5,222,407  |
| ( 純資産の部 )    |          |                         |            |                         |            |
| 株主資本         |          |                         |            |                         |            |
| 資本金          |          |                         | 1,466,400  |                         | 1,466,400  |
| 利益剰余金        |          |                         |            |                         |            |
| 利益準備金        |          | 366,600                 |            | 366,600                 |            |
| その他利益剰余金     |          | 18,665,225              |            | 19,844,054              |            |
| 別途積立金        |          | 8,538,121               |            | 8,538,121               |            |
| 繰越利益剰余金      |          | 10,127,103              |            | 11,305,932              |            |
| 利益剰余金計       |          |                         | 19,031,825 |                         | 20,210,654 |
| 株主資本計        |          |                         | 20,498,225 |                         | 21,677,054 |
| 評価・換算差額等     |          |                         |            |                         |            |
| その他有価証券評価差額金 |          |                         | 62,336     |                         | 117,488    |
| 評価・換算差額等計    |          |                         | 62,336     |                         | 117,488    |
| 純資産合計        |          |                         | 20,560,561 |                         | 21,794,542 |
| 負債純資産合計      |          |                         | 27,113,369 |                         | 27,016,949 |

## （２）【損益計算書】

|              |          | 前事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日) |            | 当事業年度<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日) |            |
|--------------|----------|-----------------------------------------|------------|-----------------------------------------|------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額<br>(千円)                              |            | 金額<br>(千円)                              |            |
| 営業収益         | 1        |                                         |            |                                         |            |
| 委託者報酬        |          |                                         | 8,014,624  |                                         | 7,930,871  |
| 運用受託報酬       |          |                                         | 7,559,541  |                                         | 8,360,110  |
| 投資助言報酬       |          |                                         | 9,671,667  |                                         | 8,342,763  |
| 営業収益計        |          |                                         | 25,245,832 |                                         | 24,633,744 |
| 営業費用         |          |                                         |            |                                         |            |
| 支払手数料        |          |                                         | 1,267,282  |                                         | 1,347,902  |
| 広告宣伝費        |          |                                         | 32,905     |                                         | 86,891     |
| 調査費          |          |                                         | 1,227,550  |                                         | 1,394,550  |
| 調査費          |          | 1,180,041                               |            | 1,340,904                               |            |
| 委託調査費        |          | 44,166                                  |            | 50,178                                  |            |
| 図書費          |          | 3,343                                   |            | 3,467                                   |            |
| 委託計算費        |          |                                         | 403,233    |                                         | 426,485    |
| 外部運用委託料      |          |                                         | 3,997,416  |                                         | 3,886,146  |
| 営業雑経費        |          |                                         | 177,368    |                                         | 202,297    |
| 通信費          |          | 59,900                                  |            | 63,931                                  |            |
| 印刷費          |          | 65,113                                  |            | 73,495                                  |            |
| 協会費          |          | 19,108                                  |            | 18,309                                  |            |
| 諸会費          |          | 2,252                                   |            | 2,156                                   |            |
| その他営業雑経費     |          | 30,993                                  |            | 44,404                                  |            |
| 営業費用計        |          |                                         | 7,105,757  |                                         | 7,344,273  |
| 一般管理費        |          |                                         |            |                                         |            |
| 給料           |          |                                         | 2,680,109  |                                         | 2,854,618  |
| 役員報酬         |          | 104,475                                 |            | 104,382                                 |            |
| 役員賞与         |          | -                                       |            | 275                                     |            |
| 給料・手当        |          | 1,803,065                               |            | 1,861,664                               |            |
| 賞与           |          | 373,174                                 |            | 436,683                                 |            |
| 賞与引当金繰入額     |          | 390,393                                 |            | 441,912                                 |            |
| 役員退任慰労引当金繰入額 |          | 9,000                                   |            | 9,700                                   |            |
| 福利厚生費        |          |                                         | 336,941    |                                         | 361,825    |
| 交際費          |          |                                         | 14,008     |                                         | 12,822     |
| 旅費交通費        |          |                                         | 60,965     |                                         | 87,097     |
| 租税公課         |          |                                         | 219,965    |                                         | 202,480    |
| 不動産賃借料       |          |                                         | 271,157    |                                         | 431,035    |
| 役員退任慰労金      |          |                                         | 700        |                                         | -          |
| 退職給付費用       |          |                                         | 96,457     |                                         | 113,823    |
| 固定資産減価償却費    |          |                                         | 154,811    |                                         | 103,935    |
| 資産除去債務（履行差額） |          |                                         | 128,053    |                                         | -          |
| 業務委託費        |          |                                         | 771,484    |                                         | 677,733    |
| 諸経費          |          |                                         | 381,294    |                                         | 417,134    |
| 一般管理費計       |          |                                         | 5,115,950  |                                         | 5,262,506  |
| 営業利益         |          |                                         | 13,024,124 |                                         | 12,026,964 |

|              |          | 前事業年度<br>（自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日） |            | 当事業年度<br>（自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日） |            |
|--------------|----------|-----------------------------------------|------------|-----------------------------------------|------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額<br>（千円）                              |            | 金額<br>（千円）                              |            |
| 営業外収益        |          |                                         |            |                                         |            |
| 受取配当金        |          |                                         | 24,564     |                                         | 66,806     |
| 有価証券利息       |          |                                         | 1,358      |                                         | 433        |
| 受取利息         |          |                                         | 90         |                                         | 105        |
| 投資有価証券売却益    |          |                                         | 8,036      |                                         | 164        |
| 投資有価証券償還益    |          |                                         | 618        |                                         | -          |
| その他          |          |                                         | 92         |                                         | 1,572      |
| 営業外収益計       |          |                                         | 34,760     |                                         | 69,082     |
| 営業外費用        |          |                                         |            |                                         |            |
| 支払利息         | 1        |                                         | 373        |                                         | -          |
| 投資有価証券償還損    |          |                                         | 2,105      |                                         | -          |
| その他          |          |                                         | 10,042     |                                         | 312        |
| 営業外費用計       |          |                                         | 12,521     |                                         | 312        |
| 經常利益         |          |                                         | 13,046,364 |                                         | 12,095,733 |
| 特別損失         |          |                                         |            |                                         |            |
| 固定資産除却損      | 2        |                                         | 25,679     |                                         | 737        |
| 有価証券評価損      |          |                                         | -          |                                         | 17,814     |
| 特別損失計        |          |                                         | 25,679     |                                         | 18,551     |
| 税引前当期純利益     |          |                                         | 13,020,684 |                                         | 12,077,181 |
| 法人税、住民税及び事業税 |          |                                         | 4,114,491  |                                         | 3,612,954  |
| 法人税等調整額      |          |                                         | 120,567    |                                         | 63,989     |
| 法人税等合計       |          |                                         | 3,993,923  |                                         | 3,676,944  |
| 当期純利益        |          |                                         | 9,026,760  |                                         | 8,400,237  |

## （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| 項目                      | 株主資本      |         |           |                  |              |            |
|-------------------------|-----------|---------|-----------|------------------|--------------|------------|
|                         | 資本金       | 利益剰余金   |           |                  |              | 株主資本合計     |
|                         |           | 利益準備金   | その他利益剰余金  |                  | 利益剰余金<br>合 計 |            |
|                         |           |         | 別途積立金     | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |            |
| 当期首残高                   | 1,466,400 | 74,040  | 8,538,121 | 6,964,514        | 15,576,675   | 17,043,075 |
| 当期変動額                   |           |         |           |                  |              |            |
| 剰余金の配当                  |           |         |           | 5,571,611        | 5,571,611    | 5,571,611  |
| 利益準備金の積立                |           | 292,560 |           | 292,560          | —            | —          |
| 当期純利益                   |           |         |           | 9,026,760        | 9,026,760    | 9,026,760  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |         |           |                  |              |            |
| 当期変動額合計                 | —         | 292,560 | —         | 3,162,589        | 3,455,149    | 3,455,149  |
| 当期末残高                   | 1,466,400 | 366,600 | 8,538,121 | 10,127,103       | 19,031,825   | 20,498,225 |

(単位：千円)

| 項目                      | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | 71,798           | 71,798         | 17,114,873 |
| 当期変動額                   |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |                  |                | 5,571,611  |
| 利益準備金の積立                |                  |                | —          |
| 当期純利益                   |                  |                | 9,026,760  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 9,461            | 9,461          | 9,461      |
| 当期変動額合計                 | 9,461            | 9,461          | 3,445,687  |
| 当期末残高                   | 62,336           | 62,336         | 20,560,561 |

当事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

| 項目                      | 株主資本      |         |           |                  |              |            |
|-------------------------|-----------|---------|-----------|------------------|--------------|------------|
|                         | 資本金       | 利益剰余金   |           |                  |              | 株主資本合計     |
|                         |           | 利益準備金   | その他利益剰余金  |                  | 利益剰余金<br>合 計 |            |
|                         |           |         | 別途積立金     | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |            |
| 当期首残高                   | 1,466,400 | 366,600 | 8,538,121 | 10,127,103       | 19,031,825   | 20,498,225 |
| 当期変動額                   |           |         |           |                  |              |            |
| 剰余金の配当                  |           |         |           | 7,221,408        | 7,221,408    | 7,221,408  |
| 利益準備金の積立                |           |         |           |                  |              |            |
| 当期純利益                   |           |         |           | 8,400,237        | 8,400,237    | 8,400,237  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |         |           |                  |              |            |
| 当期変動額合計                 | —         | —       | —         | 1,178,829        | 1,178,829    | 1,178,829  |
| 当期末残高                   | 1,466,400 | 366,600 | 8,538,121 | 11,305,932       | 20,210,654   | 21,677,054 |

(単位：千円)

| 項目                      | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | 62,336           | 62,336         | 20,560,561 |
| 当期変動額                   |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |                  |                | 7,221,408  |
| 利益準備金の積立                |                  |                |            |
| 当期純利益                   |                  |                | 8,400,237  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 55,151           | 55,151         | 55,151     |
| 当期変動額合計                 | 55,151           | 55,151         | 1,233,980  |
| 当期末残高                   | 117,488          | 117,488        | 21,794,542 |

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

器具備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

### 3．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4．収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

| 前事業年度<br>(2023年3月31日)                                                                                                                                                                                                            | 当事業年度<br>(2024年3月31日)                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 18,065,313千円<br/>未収運用受託報酬 1,548,805千円<br/>未収投資助言報酬 894,529千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 239,244千円<br/>器具備品 148,081千円</p> <hr/> <p>合計 387,326千円</p> | <p>1 関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 18,671,963千円<br/>未収運用受託報酬 1,593,256千円<br/>未収投資助言報酬 609,237千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 18,579千円<br/>器具備品 204,430千円</p> <hr/> <p>合計 223,009千円</p> |

## （損益計算書関係）

| 前事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日)                                                                                                | 当事業年度<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日)                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>営業収益 15,413,517千円<br/>支払利息 186千円</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 25,679千円</p> | <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>営業収益 12,563,442千円<br/>支払利息 - 千円</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 737千円</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類     | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 発行済株式     |         |         |         |        |
| 普通株式（株）   | 29,328  | -       | -       | 29,328 |
| A種優先株式（株） | 1       | -       | -       | 1      |
| B種優先株式（株） | 1       | -       | -       | 1      |
| 合計（株）     | 29,330  | -       | -       | 29,330 |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類  | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額<br>（千円） | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|--------|----------------|----------------------|------------|------------|
| 2022年6月27日<br>定時株主総会 | A種優先株式 | 4,916,947      | 4,916,947            | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |
|                      | B種優先株式 | 654,664        | 654,664              | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決 議                  | 株式の種類  | 配当金の総額<br>（千円） | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>（千円） | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|--------|----------------|-------|----------------------|------------|------------|
| 2023年6月26日<br>定時株主総会 | A種優先株式 | 6,401,056      | 利益剰余金 | 6,401,056            | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |
|                      | B種優先株式 | 820,352        | 利益剰余金 | 820,352              | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## １．発行済株式に関する事項

| 株式の種類     | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 発行済株式     |         |         |         |        |
| 普通株式（株）   | 29,328  | -       | -       | 29,328 |
| A種優先株式（株） | 1       | -       | -       | 1      |
| B種優先株式（株） | 1       | -       | -       | 1      |
| 合計（株）     | 29,330  | -       | -       | 29,330 |

## ２．配当に関する事項

## （１）配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類  | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額（千円） | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|--------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2023年6月26日<br>定時株主総会 | A種優先株式 | 6,401,056      | 6,401,056        | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |
|                      | B種優先株式 | 820,352        | 820,352          | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |

## （２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類  | 配当金の総額<br>（千円） | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>（千円） | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|--------|----------------|-------|----------------------|------------|------------|
| 2024年6月24日<br>定時株主総会 | A種優先株式 | 5,916,455      | 利益剰余金 | 5,916,455            | 2024年3月31日 | 2024年6月25日 |
|                      | B種優先株式 | 803,734        | 利益剰余金 | 803,734              | 2024年3月31日 | 2024年6月25日 |

## （リース取引関係）

| 前事業年度<br>2023年3月31日 | 当事業年度<br>2024年3月31日 |
|---------------------|---------------------|
| 該当事項はありません。         | 該当事項はありません。         |

## （金融商品関係）

## １．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

|                                  | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|----------------------------------|-----------|-----------|----|
| (1)有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券（*1）    | 643,342   | 643,342   | -  |
| (2)その他の関係会社有価証券<br>満期保有目的の債券（*2） | 1,000,000 | 999,925   | 75 |
| 資産計                              | 1,643,342 | 1,643,267 | 75 |

（\*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（\*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

（\*2）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

|                               | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|-------------------------------|----------|---------|----|
| (1)有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券（*1） | 704,161  | 704,161 | -  |
| (2)その他の関係会社有価証券<br>満期保有目的の債券  | -        | -       | -  |
| 資産計                           | 704,161  | 704,161 | -  |

（\*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（\*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

## ３．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分           | 時価   |         |      |         |
|--------------|------|---------|------|---------|
|              | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 有価証券及び投資有価証券 |      |         |      |         |
| 其他有価証券       |      |         |      |         |
| 投資信託         | -    | 704,161 | -    | 704,161 |
| 資産計          | -    | 704,161 | -    | 704,161 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

## 投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

## (2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

## 4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

|                                      | 1年以内       | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超   |
|--------------------------------------|------------|---------|----------|--------|
| 現金及び預金                               | 18,266,544 | -       | -        | -      |
| 未収委託者報酬                              | 1,872,978  | -       | -        | -      |
| 未収運用受託報酬                             | 2,021,600  | -       | -        | -      |
| 未収投資助言報酬                             | 982,868    | -       | -        | -      |
| 有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券のうち満期<br>のあるもの | -          | -       | 105,317  | 55,660 |
| その他の関係会社有価証券<br>満期保有目的の債券            | 1,000,000  | -       | -        | -      |
| 合計                                   | 24,143,992 | -       | 105,317  | 55,660 |

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

|                                      | 1年以内       | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------------------------------------|------------|---------|----------|------|
| 現金及び預金                               | 18,932,059 | -       | -        | -    |
| 未収委託者報酬                              | 1,872,842  | -       | -        | -    |
| 未収運用受託報酬                             | 2,465,487  | -       | -        | -    |
| 未収投資助言報酬                             | 778,017    | -       | -        | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券のうち満期<br>のあるもの | -          | -       | 140,214  | -    |
| その他の関係会社有価証券<br>満期保有目的の債券            | -          | -       | -        | -    |
| 合計                                   | 24,048,407 | -       | 140,214  | -    |

## ５．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

## １．満期保有目的の債券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

|                    | 種類  | 貸借対照表計上額  | 時価      | 差額 |
|--------------------|-----|-----------|---------|----|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 金融債 | -         | -       | -  |
|                    | 小計  | -         | -       | -  |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 金融債 | 1,000,000 | 999,925 | 75 |
|                    | 小計  | 1,000,000 | 999,925 | 75 |
| 合計                 |     | 1,000,000 | 999,925 | 75 |

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

## ２．その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      |
|----------------------|-----|----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | その他 | 524,473  | 410,805 | 113,668 |
|                      | 小計  | 524,473  | 410,805 | 113,668 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 118,869  | 142,690 | 23,820  |
|                      | 小計  | 118,869  | 142,690 | 23,820  |
| 合計                   |     | 643,342  | 553,495 | 89,847  |

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

|                      | 種類  | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額      |
|----------------------|-----|----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | その他 | 587,603  | 400,805 | 186,798 |
|                      | 小計  | 587,603  | 400,805 | 186,798 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 116,557  | 134,016 | 17,458  |
|                      | 小計  | 116,557  | 134,016 | 17,458  |
| 合計                   |     | 704,161  | 534,821 | 169,339 |

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## ３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

| 種類  | 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|--------|---------|---------|
| その他 | 54,000 | 8,036   | -       |
| 合計  | 54,000 | 8,036   | -       |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| 種類  | 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|--------|---------|---------|
| その他 | 10,164 | 164     | -       |
| 合計  | 10,164 | 164     | -       |

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2．確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

|              | 前事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日) |
|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 240,550                                 | 284,250                                 |
| 退職給付費用       | 45,110                                  | 50,391                                  |
| 退職給付の支払額     | 1,410                                   | 13,360                                  |
| 退職給付引当金の期末残高 | 284,250                                 | 321,281                                 |

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

|                     | 前事業年度<br>(2023年3月31日) | 当事業年度<br>(2024年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務       | 284,250               | 321,281               |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 284,250               | 321,281               |
| 退職給付引当金             | 284,250               | 321,281               |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 284,250               | 321,281               |

## (3) 退職給付費用

(単位：千円)

|                | 前事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日) |
|----------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 45,110                                  | 50,391                                  |

（税効果会計関係）

（単位：千円）

| 前事業年度<br>(2023年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 当事業年度<br>(2024年3月31日)                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|----------|--------|----------|-------|----------|-------|-----------|-----|-------|---------|-----------|-------|---------|--------|----------|---|--------------|-------|-------|---------|-----|--------|----------|---------|--------|---|----------|---------|--------------|--------|----------|--------|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|--------|-------|----------|---|----------|-------|----------|-------|-----------|-------|-------|---------|-----------|-------|---------|--------|----------|-------|--------------|-------|-------|--------|-----|-------|----------|---------|--------|---|----------|---------|--------------|--------|----------|--------|-----------|---------|
| <p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td>78,112</td></tr> <tr><td>敷金償却否認</td><td>30,554</td></tr> <tr><td>本社移転費用否認</td><td>74,687</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td>2,591</td></tr> <tr><td>電話加入権評価損</td><td>1,395</td></tr> <tr><td>繰延資産償却超過額</td><td>619</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>119,538</td></tr> <tr><td>役員退任慰労引当金</td><td>5,756</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>87,037</td></tr> <tr><td>投資有価証券減損</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>7,293</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>127,691</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11,122</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>546,399</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>546,399</td></tr> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>34,805</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>34,805</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>511,594</td></tr> </table> </table> | ソフトウェア償却超過額                                                                                                                        | 78,112 | 敷金償却否認 | 30,554 | 本社移転費用否認 | 74,687 | 会員権評価損否認 | 2,591 | 電話加入権評価損 | 1,395 | 繰延資産償却超過額 | 619 | 賞与引当金 | 119,538 | 役員退任慰労引当金 | 5,756 | 退職給付引当金 | 87,037 | 投資有価証券減損 | - | その他有価証券評価差額金 | 7,293 | 未払事業税 | 127,691 | その他 | 11,122 | 繰延税金資産小計 | 546,399 | 評価性引当額 | - | 繰延税金資産合計 | 546,399 | その他有価証券評価差額金 | 34,805 | 繰延税金負債合計 | 34,805 | 繰延税金資産の純額 | 511,594 | <p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td>129,397</td></tr> <tr><td>敷金償却否認</td><td>1,714</td></tr> <tr><td>本社移転費用否認</td><td>-</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td>2,591</td></tr> <tr><td>電話加入権評価損</td><td>1,395</td></tr> <tr><td>繰延資産償却超過額</td><td>5,300</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>135,235</td></tr> <tr><td>役員退任慰労引当金</td><td>8,726</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>98,376</td></tr> <tr><td>投資有価証券減損</td><td>5,454</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>5,345</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>83,444</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,479</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>480,462</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>480,462</td></tr> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>57,197</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>57,197</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>423,264</td></tr> </table> </table> | ソフトウェア償却超過額 | 129,397 | 敷金償却否認 | 1,714 | 本社移転費用否認 | - | 会員権評価損否認 | 2,591 | 電話加入権評価損 | 1,395 | 繰延資産償却超過額 | 5,300 | 賞与引当金 | 135,235 | 役員退任慰労引当金 | 8,726 | 退職給付引当金 | 98,376 | 投資有価証券減損 | 5,454 | その他有価証券評価差額金 | 5,345 | 未払事業税 | 83,444 | その他 | 3,479 | 繰延税金資産小計 | 480,462 | 評価性引当額 | - | 繰延税金資産合計 | 480,462 | その他有価証券評価差額金 | 57,197 | 繰延税金負債合計 | 57,197 | 繰延税金資産の純額 | 423,264 |
| ソフトウェア償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 78,112                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 敷金償却否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 30,554                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 本社移転費用否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 74,687                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 会員権評価損否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,591                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 電話加入権評価損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1,395                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延資産償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 619                                                                                                                                |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 119,538                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 役員退任慰労引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5,756                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 87,037                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 投資有価証券減損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | -                                                                                                                                  |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 7,293                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 未払事業税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 127,691                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 11,122                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 546,399                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | -                                                                                                                                  |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 546,399                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 34,805                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金負債合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 34,805                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 511,594                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| ソフトウェア償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 129,397                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 敷金償却否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1,714                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 本社移転費用否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | -                                                                                                                                  |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 会員権評価損否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2,591                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 電話加入権評価損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1,395                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延資産償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5,300                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 135,235                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 役員退任慰労引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 8,726                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 98,376                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 投資有価証券減損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 5,454                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 5,345                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 未払事業税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 83,444                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 3,479                                                                                                                              |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 480,462                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | -                                                                                                                                  |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 480,462                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 57,197                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金負債合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 57,197                                                                                                                             |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 423,264                                                                                                                            |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |
| <p>2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p> |        |        |        |          |        |          |       |          |       |           |     |       |         |           |       |         |        |          |   |              |       |       |         |     |        |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |         |        |       |          |   |          |       |          |       |           |       |       |         |           |       |         |        |          |       |              |       |       |        |     |       |          |         |        |   |          |         |              |        |          |        |           |         |

## （資産除去債務関係）

| 前事業年度<br>（自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日）                                                                                                                                                                                     | 当事業年度<br>（自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日）                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p> | <p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p> |

## （収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本         | ケイマン      | 合計         |
|------------|-----------|------------|
| 23,537,958 | 1,707,874 | 25,245,832 |

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称         | 営業収益       | 関連するセグメント名 |
|---------------|------------|------------|
| 農林中央金庫        | 16,103,493 | 投資運用業      |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 2,486,311  | 投資運用業      |

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

# 1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

# 2．地域ごとの情報

## (1)営業収益

（単位：千円）

| 日本         | ケイマン      | 合計         |
|------------|-----------|------------|
| 21,763,842 | 2,869,902 | 24,633,744 |

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

## (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

# 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称         | 営業収益       | 関連するセグメント名 |
|---------------|------------|------------|
| 農林中央金庫        | 13,144,143 | 投資運用業      |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 2,259,461  | 投資運用業      |

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## １．関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

| 属性  | 会社等の名称又は氏名 | 所在地     | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係                                        | 取引の内容         | 取引金額(千円)  | 科目       | 期末残高(千円)  |
|-----|------------|---------|---------------|-----------|------------------|--------------------------------------------------|---------------|-----------|----------|-----------|
| 親会社 | 農林中央金庫     | 東京都千代田区 | 4,040,198     | 金融業       | 被所有<br>直接 66.66% | 当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結<br>役員の兼任 | 運用受託報酬の受取(注1) | 5,822,158 | 未収投資一任報酬 | 1,548,805 |
|     |            |         |               |           |                  |                                                  | 投資助言報酬の受取(注1) | 9,591,359 | 未収投資助言報酬 | 894,529   |

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

## ２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

## （２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## １．関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

| 属性  | 会社等の名称又は氏名 | 所在地     | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係                                        | 取引の内容         | 取引金額(千円)  | 科目       | 期末残高(千円)  |
|-----|------------|---------|---------------|-----------|------------------|--------------------------------------------------|---------------|-----------|----------|-----------|
| 親会社 | 農林中央金庫     | 東京都千代田区 | 4,040,198     | 金融業       | 被所有<br>直接 66.66% | 当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結<br>役員の兼任 | 運用受託報酬の受取(注1) | 4,374,116 | 未収投資一任報酬 | 1,593,256 |
|     |            |         |               |           |                  |                                                  | 投資助言報酬の受取(注1) | 8,189,326 | 未収投資助言報酬 | 609,237   |

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

## ２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

## （２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## （１株当たり情報）

|              | 前事業年度<br>（自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日） |
|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| １株当たり純資産額    | 345,775円28銭                             | 347,655円80銭                             |
| １株当たり当期純利益金額 | - 銭                                     | - 銭                                     |

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                | 前事業年度<br>（2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額（千円）                  | 20,560,561            | 21,794,542            |
| 純資産の部の合計額から控除する金額（千円）          | 10,419,663            | 11,598,492            |
| （うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額）    | （9,026,760）           | （8,400,237）           |
| （うちＡ種優先株式未分配配当額・Ｂ種優先株式未分配配当額）  | （1,392,902）           | （3,198,255）           |
| 普通株式に係る期末の純資産額（千円）             | 10,140,897            | 10,196,049            |
| １株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株） | 29,328                | 29,328                |

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                             | 前事業年度<br>（自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日） |
|-----------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円）                 | 9,026,760                               | 8,400,237                               |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）            | 9,026,760                               | 8,400,237                               |
| （うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額） | （9,026,760）                             | （8,400,237）                             |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円）          | -                                       | -                                       |
| 普通株式の期中平均株式数（株）             | 29,328                                  | 29,328                                  |

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。 ）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

（１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について  
該当事項はありません。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

## 第 2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### （ 1 ）受託者

名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額（2024年3月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（2024年3月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### （ 2 ）販売会社

| 名称                          | 資本金の額<br>(2024年3月末日現在)      | 事業の内容                                   |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------|
| 野村證券株式会社                    | 10,000百万円                   | 「金融商品取引法」に定める<br>第一種金融商品取引業を営ん<br>でいます。 |
| 大和証券株式会社                    | 100,000百万円                  |                                         |
| BNPパリバ証券株式会社                | 102,025百万円                  |                                         |
| ゴールドマン・サックス証券<br>株式会社       | 83,616百万円<br>(2023年12月末日現在) |                                         |
| エービーエヌ・アムロ・クリ<br>アリング証券株式会社 | 5,905百万円<br>(2023年12月末日現在)  |                                         |
| BofA証券株式会社                  | 83,140百万円<br>(2023年12月末日現在) |                                         |
| バークレイズ証券株式会社                | 38,945百万円<br>(2023年12月末日現在) |                                         |

### 2 【関係業務の概要】

#### （ 1 ）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

#### （ 2 ）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務等を行います。

### 3 【資本関係】

ありません。

### 第3【その他】

#### （１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
- ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨
- ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨
- ・課税上の取扱いに関する事項

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

#### （２）目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

#### （３）交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

#### （４）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

#### （５）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 長尾 充 洋  
公認会計士 佐久間 啓

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 口 健 志

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年（為替ヘッジあり）の2023年11月16日から2024年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年（為替ヘッジあり）の2024年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。